

令和元年度中国地方整備局コンプライアンス取組状況

注) 青線囲み部分は「推進計画」、赤線囲み部分は「取組状況」、緑線囲み部分は「コンプライアンス推進本部長による評価」を記述

はじめに

中国地方整備局では、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、毎年度「コンプライアンス推進計画」を策定の上、実践、点検・評価、改善しながら、継続的に取り組んできたところである。

職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識するとともに、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち行動しなければならない。

令和元年度の推進計画においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識をより高いレベルで維持し、コンプライアンスが職場の隅々にまで浸透・定着させるため、これまでの取組に創意工夫を加えて、より効果的となるよう実施していくものとする。加えて、コンプライアンス体制を有効に機能させるには、職場内の良好なコミュニケーションが重要であるため、風通しの良い職場環境づくりにも、より一層積極的に取り組んでいくものとする。

1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップは、直接、職員にコンプライアンスについて伝える機会を作るとともに、日頃から事案に応じた「報告・連絡・相談」が適時適切に実行されるよう、風通しの良い職場づくりに取り組む。

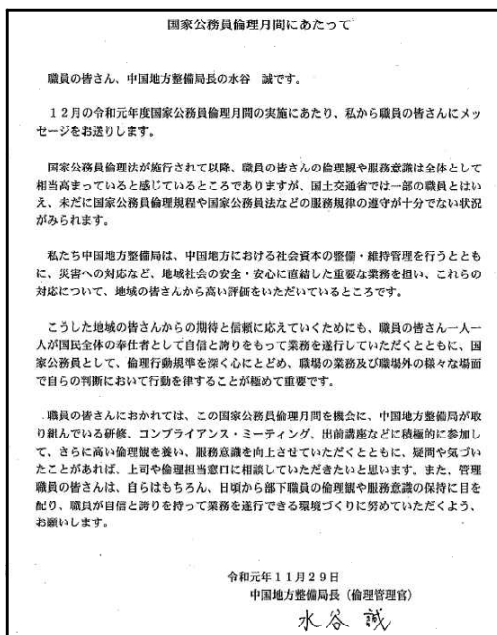
■ 取組み

令和元年度においては、コンプライアンス出前講座、職員研修や各種セミナー、担当課長会議等を通じて、職員が繰り返しコンプライアンスについて考える機会を設けた。

また、局長、副局長、部長及び各事務所長等は、講話等において、コンプライアンスに関する考え方を伝えた。

各事務所等における意識醸成にかかる主な取組みは、以下のとおりである。

- ・事務所長が独自の推進プランや方針等を作成し、トップメッセージとして職員に伝えた。
- ・風通しの良い職場環境を築くため、ホウレンソウとオヒタシ運動を推進した。



(1)コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

講義では、職員が日頃から疑問を抱いていることや、実際に発生した不祥事事案をとりあげて、職員がコンプライアンスを身近なものとして受け止めることができるようにする。

■取組み

本局職員を講師とし、本局及び各事務所等において、9月から12月までの間、コンプライアンス出前講座を延べ39箇所を実施した。また、職員の受講状況を把握し、受講できなかった者に対し、各事務所等のコンプライアンス指導者である副所長等が、出前講座と同程度の講座を開催することにより全職員が受講できた。(受講率100%)

講座では、過去に生じた不祥事案の背景・要因を分析・説明し、入札談合等関与行為としての違法性の認識強化や、不正は必ず発覚し、重大な結果を招くことについての認識を高めた。また、不正に巻き込まれてしまう職員をなくすため、組織で対応することの重要性について認識を高めるよう呼びかけた。また、実際に起きた不祥事案をできる限り多く取り上げ、事案の分析・説明をすることで職員が身近なこととして受け止められるよう工夫した。

■実施箇所

- ・9/24(本局)・9/27(岡山営繕)・10/2(広島西部山系)・10/4(三次・土師)
- ・10/7(本局)・10/9(宇野港湾・水島港)・10/11(福山・八田原)・10/24(苫田)
- ・10/25(岡山国道)・10/28(岩国港・徳山下松港)・11/1(宇部港湾)・11/5(本局)
- ・11/6(広島技調)・11/7(高梁川)・11/8(岡山河川)・11/12(本局【白島】)
- ・11/14-15(本局)・11/18(温井・浜田)・11/19(弥栄)・11/19(広島港・呉港)
- ・11/22(倉吉・日野川)・11/25(太田川)・11/26(本局【白島】)・11/27(中国技術)
- ・11/28(境港湾)・11/29(浜田港)・11/29(広島国道)・12/5(松江)・12/6(山口)
- ・12/12(鳥取)・12/23(出雲)

本局



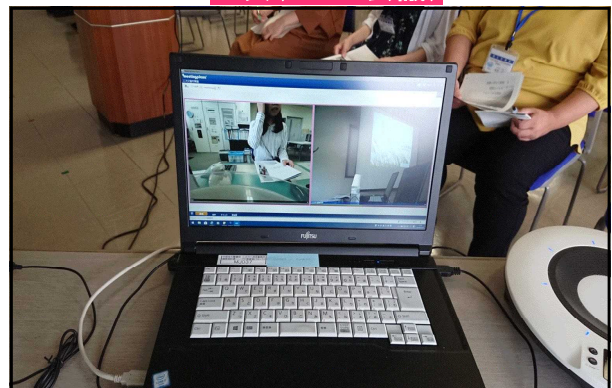
高梁川・小田川



西部山系



三次(WEb会議)



■ 評価

コンプライアンス出前講座は、コンプライアンス推進室の担当職員が事務所等に出向き、職員に発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性について説明し、また日頃職員が抱えている疑問や悩みに応える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(2)外部講師によるコンプライアンス講習会

①全職員を対象とするコンプライアンス講習会

全職員を対象に、コンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

■ 取組み

6地区(延べ9回)において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催し、365名が受講した。また、近隣事務所において開催される講習会にも参加できるよう連絡調整を図った。

■ コンプライアンス講習会開催状況

地区	講師	演 題	開催時期	受講者数
島根(松江)	弁 護 士	公共調達をめぐる環境変化とコンプライアンス	R1. 6.14	46名
広島(中区)	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R1. 7.23	65名
広島(安芸区)	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R1. 7.25	24名
鳥取(米子)	産業カウンセラー	アンガーマネジメント	R1.10.16	19名
広島(中区)	法務局人権擁護委員	ハラスメント防止	R1.11.15	36名
鳥取(鳥取)	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R1.12.11	49名
広島(三次)	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R1.12.20	27名
広島(中区)	弁 護 士	行政対象暴力	R2. 1.16	33名
島根(松江)	弁 護 士	ハラスメント、公文書管理	R2. 1.29	66名

広島(安芸区)



米 子



広島(中区)



鳥取



②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員(事務所長、副所長を含む。)を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図ることを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

■取組み

外部講師(弁護士)を招き、幹部職員(本局課長級、事務所副所長以上)を対象とした講習会を実施し、157名(対象者214名、受講率73.4%)が受講した。

また、未受講者に対しては録画映像をeラーニングシステムを活用して配信することにより、全員が受講できた。

令和元年6月13日 コンプライアンス講習会

演題 『公共調達をめぐる環境変化とコンプライアンス』



■評価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、公務職場で気づきにくい問題の把握や、世相を反映したコンプライアンスに関する専門知識を習得できる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(3)職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

■取組み

中国地方整備局で実施した28の人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設定し、管理職を含む延べ408名の職員が受講した。

■研修設定状況

実施日	研修名	参加者	内訳		
H31.4.3	新規採用職員研修	94名	事41	技53	
H31.4.12	契約事務監理官等セミナー	7名	事7		
H31.4.16	用地上級セミナー	4名	事4		
H31.4.17	道路行政セミナー	14名	事14		
H31.4.24	河川行政セミナー	5名	事5		
H31.4.25	用地事務セミナー	7名	事7		
R1.5.9	新任監督員研修	19名		技16	自治体3
R1.5.20	水利権セミナー	9名	事9		
R1.5.30	会計・契約Ⅰセミナー	10名	事10		
R1.6.13	経理担当課長等会議	22名	事22		
R1.7.29	ネットワーク管理者研修【港湾】	8名	事1	技7	
R1.7.29	行政中級研修	9名	事9		
R1.8.2	基礎技術Ⅰ研修	27名		技27	
R1.8.19	新任専門官研修	29名	事13	技16	
R1.8.27	港湾管理研修【港湾】	4名	事4		
R1.9.4	会計・契約研修	11名	事11		
R1.9.4	港湾現場技術研修【港湾】	9名		技9	
R1.9.11	総合技術初級研修	33名		技33	
R1.9.11	行政初級研修	20名	事20		
R1.9.30	工事品質確保実務者研修【港湾】	5名		技9	
R1.10.1	新規採用職員研修	2名	事2		
R1.10.23	会計事務担当者研修【港湾】	5名	事5		
R1.11.1	新規採用職員研修	2名	事2		
R1.11.18	港湾計画初任者研修【港湾】	7名		技7	
R1.11.20	設計技術研修【港湾】	5名		技5	
R1.11.25	補償事務担当者セミナー【港湾】	10名	事10		
R1.12.17	ナローマルチ測深実務研修【港湾】	10名	事1	技9	
R1.12.19	新任係長研修	21名	事6	技15	

■評価

中国地方整備局で実施する職員研修・セミナー等のカリキュラムに、可能な限りコンプライアンスに関する講義を設けて職員に受講させたが、受講重複者が発生する等、受講生に負担感も感じられるため、受講者の重複に留意しつつ、より実務に関連した事案を取り入れるなど、実施研修や内容を調整して実施する。

(4)コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを年4回以上、全職員を対象に実施する。

ミーティングは、本局が提示した具体的な共通テーマまたは各事務所等において独自に選定したテーマの中から、職員が自分自身の問題として考えることができる身近な事例あるいは旬な事例を選び出し、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。

また、ミーティング結果の報告を義務付け、職員からの意見や質問に対してはフォローアップを行う。

■取組み

本局及び各事務所等において、コンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、ワーク・ライフ・バランスにも考慮し、時期を定めず年間4回以上の回数指定で実施した。多くの職員が参加できるよう、実施日やグループを分割したり、当初予定のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施する等工夫し、第1回99.5%、第2回99.6%、第3回99.4%、第4回98.9%の職員が参加した。参加できなかった職員に対しては、別途個別にフォローアップを実施するなど全職員が受講出来るよう配慮した。

ミーティングテーマについては、コンプライアンス推進室から提供される題材や、各事務所等において独自に選定したものを活用し、職員一人ひとりが考え、活発な意見交換が行えるように進行要領や関係資料の作成を工夫した。また、ミーティング時に提出された質問に対しては、本局で回答を作成しフォローアップを行った。

各事務所等における取組みは以下のとおり

- ・年4回以上のミーティングを計画的に実施するため、開催日を他の業務に優先して設定する事により、参加率100%を目指した。
- ・テーマの登場人物の役職に見合った職員に意見を聞くなど、自分の立場に置き換えて発言がし易いように実施した。
- ・ワークライフバランスの観点から、Web会議を活用したミーティングを実施した。



■ 評価

コンプライアンス・ミーティングは、身近な事例や旬な事例を活用して職員同士が積極的に意見交換し、話を発展させることにより職場のコミュニケーションを活性化させるとともに、風通しの良い職場作り及び自分自身の問題として考える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(5)eラーニング

コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、eラーニングを通じた自主学習を推進する。eラーニングでは、職員がより理解を深めることができるよう学習教材を工夫して、コンプライアンスに関する理解度テストや職員自らが自分の行動等を確認するための行動・セルフチェックを行う。

■ 取組み

eラーニングを通じて発注者綱紀保持に関するDVDの視聴、発注者綱紀保持規程の条文解説、コンプライアンス理解度テスト、行動セルフチェックができるよう学習教材を提供した。新たな取組みとして、外部講師による講義を録画してeラーニングへ登録する事により未受講者へのフォローアップとして活用できた。

また、職員毎の履修状況を把握・所属あて通知し、未履修者に対して適宜学習を促した。履修項目のうち正解率が低い問題については、別途解説を配付して再履修を促した。

■ 解説

理解度テストII

問題3
通報し、その中に、氏名等が必要事項である旨が明示されているが、外部通報窓口へ通報する際には、職員は氏名を明らかにしないで通報することができる。

正解率：32.1%

回答3
通報は、所定の様式に必要な事項を記載して報告する必要が必ずあります。その際には、氏名等が必要事項であることを必ず記載し、併せて、通報窓口が当該発注者の職員であることの確認が行われ、場合によっては通報窓口の連絡事項の確認のため、通報者の連絡先も必要となります。そのため、通報者の氏名等が明らかにされないという氏名の注釈等の必要事項が記載された上で、発注者の発注者綱紀保持担当者へ返信されますので通報者の匿名性は必ず確保されます。また、通報者の氏名を理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

発注者綱紀保持規程 第11条
局長は、職員が、発注者綱紀保持担当者その他の職員に自分の氏名等が記載されることにより第1項の規定に係る報告をすることがある場合、当該職員に自ら氏名等が記載されることとなる旨を報告するものとする。ただし、当該職員は、報告書の記載事項を本人の氏名等が記載されることとなる旨を報告するものとする。また、当該職員は、報告書の記載事項を本人の氏名等が記載されることとなる旨を報告するものとする。また、当該職員は、報告書の記載事項を本人の氏名等が記載されることとなる旨を報告するものとする。

【解説】
第11条は、職員が発注者綱紀保持担当者その他の職員に自分の氏名等が記載されることとなる旨を報告することなく、外部通報窓口へ報告をすることがある場合、局長以外に報告をすることとし、その報告の内容を完全に外部に公開することとしたのは、法令違反等に関係する職員に自分の氏名が記載されることなく、本規程における「その職務上知り得た秘密を保持する権限を有し、職務を遂行された場合又は職務上の秘密を保持する権限を有し、職務を遂行された場合」として考慮したものである。

理解度テストII

問題10
他の職員からお菓子のお分けをしてもいい、美味しかった、その他、お菓子は利権関係者から頂いたお菓子であることを知り、またお菓子をその事実を知り得たので国家公務員倫理規程上、問題はない。

正解率：53.2%

回答10
他の職員が倫理規定違反の行為によって得た財産上の利益を本人に知らず、当該利益の全部又は一部を受け取り、又は享受している場合は、(国家公務員倫理規程第3条第2項第1号)に該当する。また、当該利益の全部又は一部を受け取り、又は享受している場合は、(国家公務員倫理規程第3条第2項第1号)に該当する。また、当該利益の全部又は一部を受け取り、又は享受している場合は、(国家公務員倫理規程第3条第2項第1号)に該当する。

【解説】
「職場への手土産について」～その他事例から～
Q 利害関係者が会議に出席する際に手土産として職場に持参した菓子から当該関係の席において賞へ心は、禁止行為の例外であるが承取の職員に該当するか？
A 該当する。
【解説】
菓子がお菓子の場で分けられて出席者全員で食べることを目的としたものであって、一人当たりの単価が超過しないのであれば倫理規程第3条第2項第1号の「茶菓の提供」には当たらない。
国家公務員倫理規程 第3条(禁止行為)
第1号 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 利害関係者が会議、物産展や展覧会の職員に送る、贈り物、お菓子等を、その他に贈るものとして送る行為(第1号の「贈り物」に該当しない。ただし、第1号の「贈り物」に該当するものとして送る行為は、第1号の「贈り物」に該当する。職員は次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。
第1号 職員が、次に掲げる行為を行ってはならない。

■ メニュー状況

コース名	コース案内	所属/クラス名	状態	終了申請
講習会等ビデオ(2019)		幹部を対象としたコンプライアンス講習会ビデオ(2019)	受講完了	-
I 発注者綱紀保持(DVD)(2019)		中国地方整備局	受講完了	-
II 発注者綱紀保持(全文解説)(2019)		中国地方整備局	受講完了	-
IV 行動・セルフチェック①(2019)		中国地方整備局	受講完了	-
IV 行動・セルフチェック②(2019)		中国地方整備局	受講完了	-
一元的な文書管理システム(利用者編)		中国地方整備局	受講完了	-
公文書管理の基礎的留意点(全職員対象)		中国地方整備局	受講完了	-
2019テストI		中国地方整備局	受講完了	-
2019テストII		中国地方整備局	受講完了	-

■ 評価

eラーニングは、職員の業務の都合に合わせた自由な学習を実現するとともに、職員の履修状況を容易に把握することが可能となっており、理解度を図る指標にも活用できていることから、今後も引き続き実施していく。

(6)コンプライアンスに関する情報提供

コンプライアンス意識を醸成することを目的に、各事務所等の取組の参考となる好事例や実際に発生した不祥事に関する情報を、イントラネット、メール、諸会議等を通じて、職員が事例等を自分に置き換えて考える機会となるよう定期的に提供する。

■ 取組み

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。

コンプライアンスに関するマンネリ化防止・モチベーション向上を目的として、広く好事例の収集に努め、好事例集としてイントラネットに掲載した。

また、中国地方整備局で発生した不祥事案に対し、「綱紀保持の徹底」について幹部職員へ周知するとともに、部下職員に対して、改めて綱紀保持の徹底指示を行った。

各事務所等における取組みは以下のとおり

- ・定時退庁日等の周知時を利用し、倫理規程等に関する情報(コメント)をメール等で発信した。

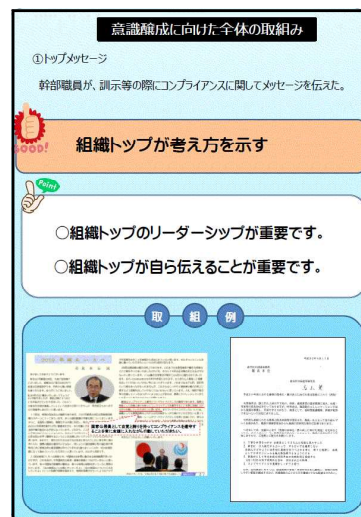
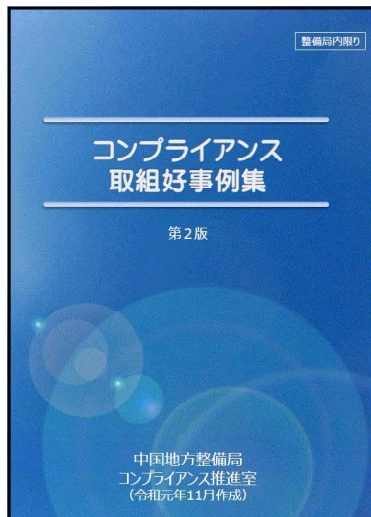
【公務員の懲戒処分等不祥事案】

	●未公表情報をSNSに投稿
所属	・管工部
行為者	・〇〇〇〇(49)
処分等	・停職7日
概要等	→ 〇〇〇〇は24日、アフリカ東部ソマリア沖で海賊対処活動に当たっている護衛艦「あさぎり」の寄港地などが分かる情報をフェイスブックに投稿したとして、前艦長の〇〇〇〇(49)を停職7日の懲戒処分にした。 〇〇〇〇によると、前艦長は艦長だった今年3月26日～4月14日、ソマリア沖に向かう途中に寄港したスリランカやパーレーンで、スマートフォンを使って居場所などが分かる投稿を計3回した。公表前や公表されない情報が含まれており、〇〇〇〇は情報保全義務違反に当たると判断した。 〇〇〇〇は「保全への意識が薄れ、私的な情報として発信してしまった」と話しているという。

【コンプライアンス情報(コメント)】

<p>人事院規則を遵守し、働き方改革を意欲することで、ワークライフバランスの確保にいっそう努めましょう!</p> <p>-----コンプライアンス情報-----</p> <p>○コンプライアンスの保持について 職員の皆さんにおかれましては、「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に取り組んで頂いている所ですが、国民の理解を信頼の下、現在及び将来の国民のため、良質な社会資本の整備をしっかりと進めていくことが、国土交通省の使命であり、国民の安全・安心に直結する公共工事を適切に実施することが強く要請されています。 発注担当職員及び職員の皆さんは、会計法規や独禁法等の関係法令を遵守するとともに、発注事務の透明性を確保して国民の疑惑を招くことのないよう引き続き綱紀保持に努めていく責務があります。 この度、別添のとおり、事業者向けのリーフレットを作成しましたのでご活用下さい。</p>

【好事例集】



■ 評価

コンプライアンスに関する最新の事例や、公務員に関する不祥事案を確認することで、身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見つめ直す機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(7)コンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンに、表示内容やタイミングを工夫しながらコンプライアンス遵守メッセージを表示する。

■ 取組み

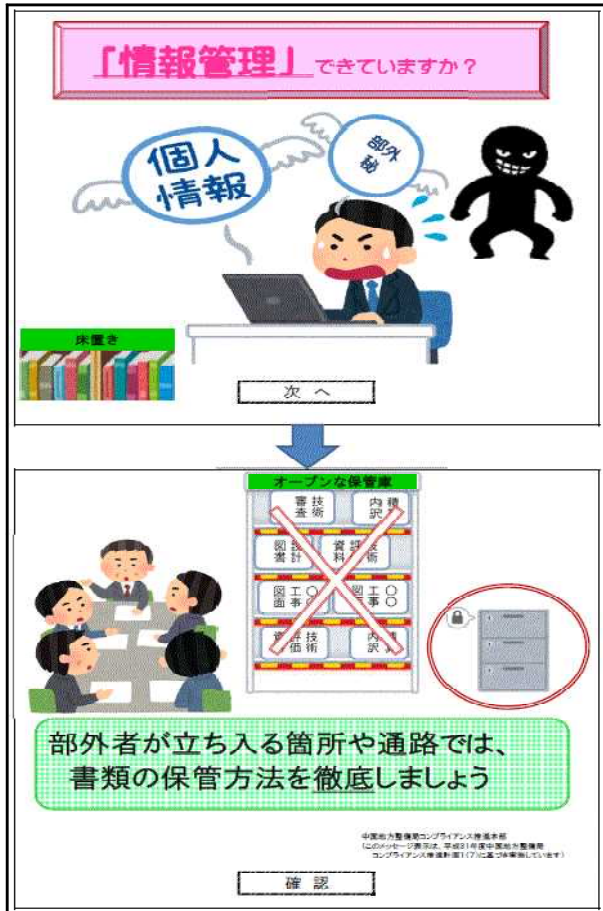
毎月第2・第4月曜日において、パソコンの立ち上がり時及び午後の始業時にコンプライアンス・メッセージを表示した。

メッセージは、最初の画面に職員に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けてポップアップするよう工夫した。

〈表示内容〉

- ・報告・連絡・相談
- ・情報管理
- ・事業者との応接ルール
- ・不当な働きかけの対応ルール
- ・通報窓口(内部窓口及び公正取引委員会等)
- ・入札談合関与行為
- ・お・ひ・た・し

(例)情報管理



(例)お・ひ・た・し



■ 評価

行政パソコンに、職員に伝えたいキーワードをコンプライアンス遵守メッセージとして繰り返し表示させることにより、職員にコンプライアンスについて意識させる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(8)コンプライアンス・ハンドブック

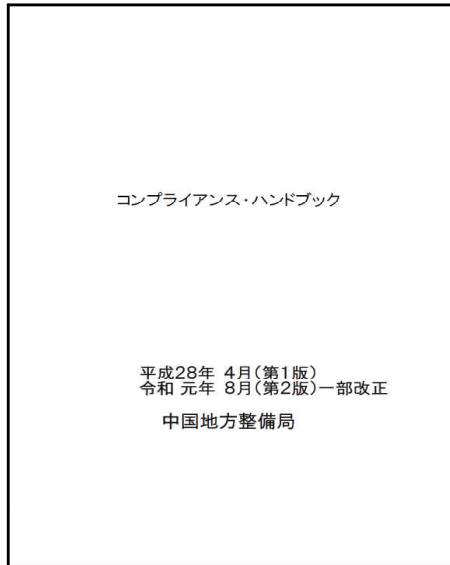
疑問に直面したときの対応を確かめたり、コンプライアンスに関する理解を深めること等のために、基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを全職員に配布し、活用を促す。

また、最新の話題や事例等が反映されるよう内容を見直すとともに、より使いやすいものにする。

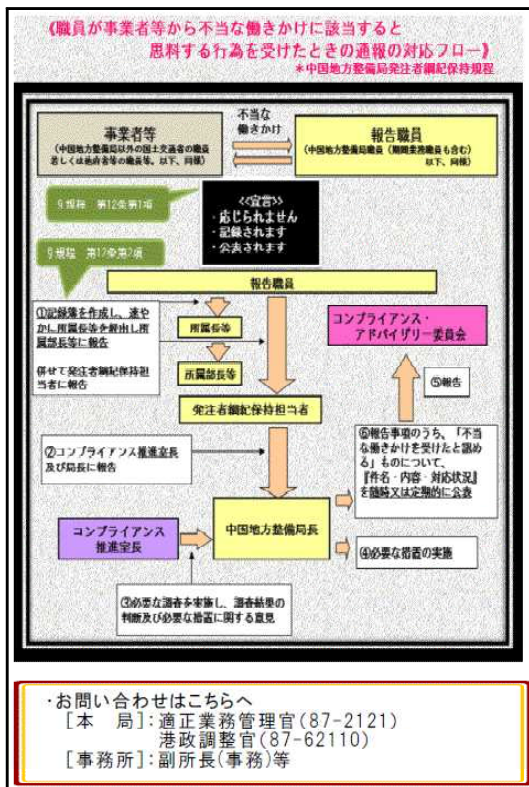
■ 取組み

ハンドブックの内容を見直し、説明文をフロー図に差し替えるなど、視覚的に理解し易くするとともに、不適切事例集を新規追加した。また、配布したハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、その記載されている内容を確認しながらミーティングを実施した。新たな取組みとして、疑問に感じた時、速やかに閲覧できるように電子版も配付した。

【コンプライアンス・ハンドブック】



目 次	
1. 国家公務員の服務	2頁
2. 国家公務員の倫理	8頁
3. 発注者綱紀保持	15頁
4. 入札談合等関与行為の防止	20頁
5. 不当要求行為関係	23頁
6. 公用携帯電話等の管理(個人情報管理)	28頁
7. 交通事故発生時の対応	31頁
8. 飲酒運転の防止	32頁
9. 適正な請負(車両管理業務)	33頁
10. 事例集	36頁



- ### 10. 事例集
- 事例 1**
 勤務時間中及び勤務時間外に職場のパソコンを使い、業務とは関係の無い外部のウェブサイトアクセスし、インターネットを業務目的外に使用した。
減給 国公法第101条 職務専念義務違反
- 事例 2**
 インターネットサイト等を利用して、販売目的で仕入れを行い、定期的にオークションやフリーマーケットで商品を販売した。
減給 国公法第103条 自営兼業禁止
- 事例 3**
 ソーシャルメディア上で、不適切な発言を行った。
停職 国公法第99条 信用失墜行為の禁止
- 事例 4**
 官用の携帯電話を庁舎外に持ち出した際、紛失してしまった。
戒告 国公法第99条 紛失 信用失墜行為の禁止
- 事例 5**
 自家用車を運転中、法定速度を時速40km超過する速度で走行し、罰金及び違反点数の刑事処分を受けた。
訓告 国公法第99条 交通法規違反 信用失墜行為の禁止
- 事例 6**
 特定の職員に対し、しつこく食事に誘うこと及び好意を寄せていること等を連絡した上、職場の懇親会等で性的な発言をした。
減給 国公法第99条 セクハラ 信用失墜行為の禁止
- 上記事例は、全てが服務規定等に違反し、中には懲戒処分の対象となったものもあります。勤務時間中は職務に専念し、さらに公務の信用を失墜させることがないよう国家公務員としての自覚を持って行動することが求められます。常に国民から厳しい目で見られている意識を持ちましょう。

【携行用_コンプライアンス・ハンドブック】

適正業務管理官

コンプライアンス・ハンドブックの電子化について

日頃より、中国地方整備局コンプライアンス推進にご協力を頂きましてありがとうございます。

今年度改定したコンプライアンス・ハンドブックについて出前講座におけるアンケートで集約したところ、電子化を望む声が多々寄せられました。日頃の業務の中での気付きや、外出先等で疑問に感じた時など更なる活用を図って頂くことを目的として電子化を行いましたので、職員のみなさまへ周知をお願い致します。

◇ **ハンドブック**

- ★コンプライアンス・ハンドブック【第1版】【印刷用】 [印刷方法はこちら](#)
- ★コンプライアンス・ハンドブック【第1版】【閲覧用】
- ★コンプライアンス・ハンドブック【第1版】【印刷用・拡大A4版】
- ★コンプライアンス・ハンドブック【第2版】【印刷用・拡大A4版】 **★★令和元年8月改定版★★**

最新版のQRコードはこちら▶▶▶

■ 評価

コンプライアンス・ハンドブックは、職員が判断に迷ったり、疑問に直面したときの一助となっているため、今後も引き続き内容の充実を図っていく。

2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

(1) 管理職(副所長)研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職(副所長)研修を実施する。

■ 取組み

副所長を対象とする管理職(副所長)研修を5月に実施し、19名が受講した。研修では、多くの外部講師を招き専門的知識を要する分野について学習させた。

また、課題研究では管理職員としての視点で、事例を基に「不正の発生し難い職場づくり」に向けて、職場において問題となっている点を抽出し、その対処法や風通しの良い職場環境づくりについて意見交換を行うことにより、管理能力及び判断能力の向上を図った。

受講した副所長は、その成果やコンプライアンスに関する情報を定期的に所課長会やメールにより職員に説明・提供するとともに、本局職員が講師として行うコンプライアンス出前講座に参加できなかった職員に対し、フォローアップを行うなどの役割を果たした。

		10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
5月28日 (火)	7:30 起床	◆令和元年度 管理職(副所長)研修 期間:令和元年5月28日(火)～5月31日(金) 場所:中国技術事務所(研修棟)				13:40 オリエンテーション	14:25 開講式	15:00 講話	16:10 職場のメンタルヘルス対策 不調者の早期発見と復職後の対応のポイント	17:50 自習
5月29日 (水)	8:00 国旗掲揚	9:20 発注機関における コンプライアンス	10:20 休憩	10:30 ワークライフバランス	12:30 休憩	13:30 マネジメント	15:00 休憩	16:30 発注者継続保持	17:50 自習	
5月30日 (木)	8:15 朝食	9:20 技術者倫理	11:20 休憩	11:30 不適切事例から学ぶ	12:30 休憩	13:30 勤務時間及び業務管理	14:40 課題研究	16:30 適正業務管理官	17:50 自習	
5月31日 (金)	18:00 夕食	9:20 国家公務員倫理	10:40 休憩	10:50 課題研究(発表会)	12:30 休憩	13:30 研修の まとめ	14:00 閉講式	14:30 外部講師	17:50 自習	

夕食・入浴
22:30
施錠
23:00
消灯

上段:講義名を記入
下段:講師名を記入



■ 評価

新任副所長にはコンプライアンス推進の中心的役割を担うことはもとより、職場のマネジメントについて学ぶべきことが多くあるため、職層別の総合的な人材育成研修に見直し、そのカリキュラムの内にコンプライアンスの講義を設けることとする。

(2)コンプライアンス(課長)セミナー

事務所の課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンス(課長等)セミナーを実施する。

■ 取組み

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンスセミナーを6月に実施し、31名が受講した。

セミナーでは、組織や参加者の活性化、協働を促進させるリーダーとしてのスキルアップを目的として、ファシリテーションの講座を設け、有効なミーティングの進め方を学習させた。また、課題研究においては、コンプライアンス・ミーティングの題材作成を行う事により、管理職として、部下に対するコンプライアンス意識の醸成を図るために、工夫すべき点や円滑なコミュニケーションの図り方についての意見交換を行い、資質向上を図った。

受講した課長等は、ミーティング時の部下職員への適切な指導を行うとともに、所内の若手職員を対象とした意見交換会や勉強会を実施するなどの役割を果たした。

令和元年度 コンプライアンス(課長等)セミナー日程表

場所: 中国地方整備局(中国技術事務所) 研修所

	9:15	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
6月17日 月曜日						13:40 (0:30) 14:10 オリエンテーション	14:20 (0:30) 14:50 講話 総務部長	15:00 (1:00) 16:00 発注者綱紀保持 適正業務管理官	16:10 (0:50) 17:00 公務員倫理 総務部 人事計画官	17:10 (0:50) 18:00 ワークライフバランス 総務部 建設専門官
6月18日 火曜日	7:30 起床 清掃 8:00~ 国旗掲揚 8:30~ 朝食	9:15 (0:15) 9:30 (1:00) 10:30 発注機関における コンプライアンス (品確法など) 自習 企画部 技術管理課長	10:40 (1:50) 12:30 ファンリレーション 有開会社ユニベック 代表取締役 前田 秀雄	12:30 (1:00) 13:30 昼食・休憩	13:30 (1:20) 14:50 独占禁止法・官製談合防止法 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所 総務課経済係長 門木 貴史	15:00 (3:00) 18:00 課題研究 適正業務管理官	18:00 国旗降納 夕食 入浴 22:30 門限			
6月19日 水曜日		9:15 (1:20) 10:50 課題研究 自習 適正業務管理官	11:00 (1:30) 12:30 課題研究 (全体発表) 適正業務管理官	12:30 (1:00) 13:30 昼食・休憩	13:30 (0:50) 14:20 セミナー 手とめ 修了証 交付					



■ 評価

コンプライアンス(課長等)セミナーを受講した事務所の課長及び建設専門官等が事務所のコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことにより、コンプライアンス推進計画に定める取組みが着実に実施されているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について、出前講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニングを通じて、周知徹底する。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法及び事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告の義務付けについて周知徹底する。

■取組み

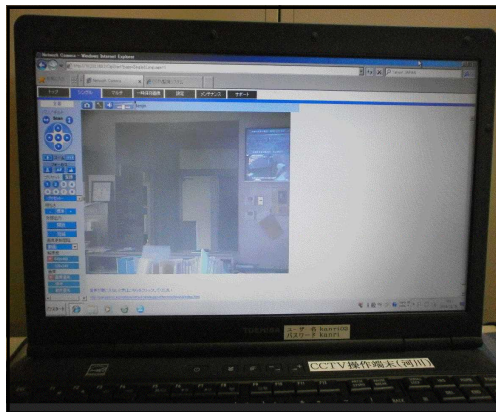
出前講座開催時や内部監査の現地検査において執務環境等の確認を行い、必要に応じて是正措置を講じた。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

・出張所等については人数が少ないこともあり、一人に対応せざるを得ない場合に備えてカメラを設置し、必要に応じて対応状況を事務所本所のモニターで確認できるようにした。

・事務所内の執務環境の点検を行い、事業者の入室範囲の明確化や書類の保管方法の工夫、複合機周りのパーティション設置などの模様替えを実施した。

【事務所モニターでの確認状況】



【事業者の入室許可腕章】



(2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守について、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底する。

■取組み

コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、職員が繰り返し発注者綱紀保持及び公務員倫理に関して受講出来る機会を設け、意識の醸成を図った。

主な取組みとしては、本局においてハラスメント講習会を実施し、91名が受講した。

また、事務所においては事務所長が「事務所運営方針」を作成・周知し、職員の意識改革に取り組んだ。

令和元年12月11日 ハラスメント講習会
演題 『ハラスメント防止』



■ 評価

国民の疑惑や不信を招かないため、また、公務に対する信用を確保するために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命感を高く持ち、常日頃から自らを律する必要があるとの認識のもと、更なる発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底を図る。

(3)入札談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

入札談合に対する違法性の認識を深めるため、「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて、周知徹底を図る。

■ 取組み

出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等が課せられるだけでなく、社会的な制裁や家族、職場にも多大な影響を与えることについての認識を高め、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で不祥事に巻き込まれる可能性があることについて様々な「キーワード」を基に考えさせるとともに、日常的な行動についてセルフチェックを用いることにより、コンプライアンス違反に繋がる問題点の認識と入札談合関与行為の防止に向けた意識づけを図った。

【事務室内へのスローガン掲示による職員への意識付け】



(4)事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みについての協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、ホームページや会合等を通じて、事業者、事業者団体等に協力を依頼する。

また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みの協力依頼文書を同封し、協力を依頼する。

■取組み

中国地方整備局ホームページで、発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を事業者等が閲覧できるようにしている。また、事業者団体との意見交換会等の場においても、協力依頼を行った。さらには、建設工事等の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に同取組みにかかるリーフレットを同封し、対応ルール等の周知を図った。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- ・事務所主催で発注者支援業務の受注者を対象に「みなし公務員」としての倫理講習会を開催し、意見交換を行った。

■協力依頼リーフレット(表)

発注者綱紀保持にご協力願います

中国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持に取り組んでいます。
～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

～事業者の皆様との応接について～

- ご用の方は、受付カウンター、もしくは付近の職員にお申し出ください。
- 執務室への入室制限にご協力をお願いします。
- オープンな場所での打合せをお願いしており、複数の職員による対応を基本としています。

オープンな場所での打合せをお願いします。(イメージ図)



不当な働きかけは、記録・公表されます！

不当な働きかけとは、公表前における

- 予定価格を聞き出す行為
- 入札参加者を聞き出す行為
- 技術評価点を聞き出す行為
- 非公団の情報を聞き出す行為

等の個別契約に関する要求行為が該当します。

NO!

記録・公表されます

××工事の予定価格がいくらになるか教えてくれ

中国地方整備局 コンプライアンス推進本部

<問い合わせ先>
中国地方整備局 適正業務管理官
TEL 082-221-9231

※詳しくは、中国地方整備局P「コンプライアンス推進計画」をご覧ください。

■協力依頼リーフレット(裏)

中国地方整備局では
国家公務員倫理の徹底に取り組んでいます

～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

国家公務員倫理規程では
契約の相手方等は「利害関係者」に該当します。

～国家公務員と**利害関係者**との間で禁止される行為の例～

- NG:** 金銭・物品等の贈与を受けること
※広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品を除きます。
- NG:** 供応接待を受けること
- NG:** 金銭の貸付けを受けること
- NG:** 無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること
- NG:** ゴルフや旅行を共にすること
- NG:** 第三者に対して上記のような行為をさせること

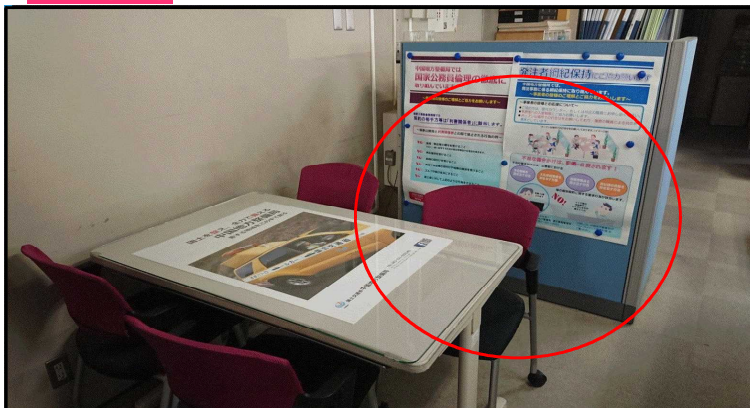
中国地方整備局 コンプライアンス推進本部

<問い合わせ先>
中国地方整備局 適正業務管理官
TEL 082-221-9231

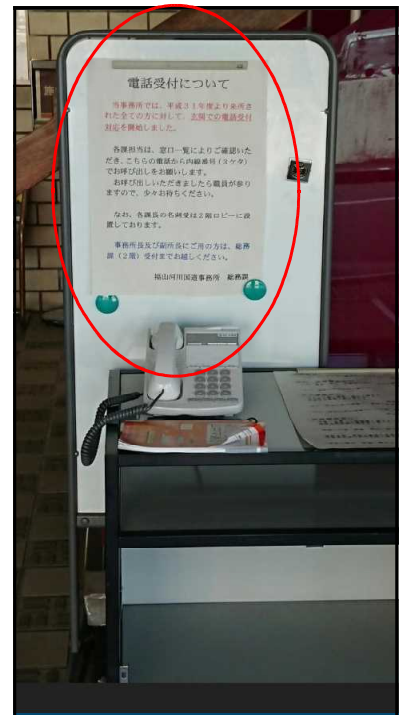
※詳しくは、国家公務員倫理審査会Pをご覧ください。

■各事務所における入室制限の状況

岡山 営繕



松江



福山

4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことについて周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組むとともに、速やかな窓口通報が行えるよう、通報先などをより分かりやすく記載したカードに改定し、全職員へ配付する。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

■ 取組み

コンプライアンス関係窓口への通報については、その重要性と報告義務があること、かつ通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージ表示(ポップアップ)等を通じて周知した。

また、コンプライアンス携帯カードを改定配付し、随時保有状況を確認した。

- ① 整備局窓口(匿名メール、弁護士) ② 他機関窓口(倫理審査会、公取委)

仲間を救う あなたの勇気とその行動

国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者綱紀保持規程に抵触する事実を察知した場合の通報窓口を下記のとおりです。

メールで通報ができます

【様式】
○国家公務員法、国家公務員倫理法等に関する事実(様式)
○発注者綱紀保持規程に関する事実(別記様式)【2】

※匿名による通報もOKです

外部窓口(弁護士)を経由して通報(FAX・郵送)ができます

*通報者を特定できるような個人情報は、本人の同意がない限り外部窓口(弁護士)宛に、中国地方整備局及びその職員に提供されることは一切ありませんので、ご安心ください

倉田・井上法律事務所 顧問弁護士
【郵送先】730-0014広島市中区上横町3-25レオビル4F
【FAX】082-228-6100

【様式】
○国家公務員法、国家公務員倫理法等に関する事実(様式)
○発注者綱紀保持規程に関する事実(別記様式)【2】

*専ら中国地方整備局、国家公務員倫理審査会に属する職員からの通報に限ります。

※ 国家公務員法、国家公務員倫理法等に係る通報は、上記窓口のほか倫理審査官や上司等に対する通報、本省倫理通報窓口(電話(内線59970)対応時間10:00~17:00) e-mail: rinrimail@jinji.go.jp でも受け付けます。
※ 発注者綱紀保持規程に係る通報は、面談・電話・メール・FAX等により「発注者綱紀保持担当者」(本局:道正業務管理官 事務所:事務副所長(置かれていない場合は総務課長、管理所は総務係長))でも受け付けます。

通報窓口については、密着を避けるなど、マイクスイッチを操作できる形のものから作ることも認められますが、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避することに役立ち、届出から不審を抱かれない行政運営の確保につながります。
また、職員が通報したことによって不利な取扱いを受けることは一切ありません。
職員の間では、これらに関するご質問もあれば、ぜひ、ご連絡をよろしくお願い申し上げます。

他の相談、通報できる窓口

倫理法・倫理規程に関する 通報・相談	独占禁止法及び官製談合防止法に関する 通報・相談
<p>公務員倫理ホットライン (倫理審査会)</p> <p>【TEL】03-3581-5344 【FAX】03-3581-1802 【郵送】〒100-8913 東京都千代田区麹町1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局 公務員倫理ホットライン 宛 【Eメール】rinrimail@jinji.go.jp</p>	<p>公正取引委員会 近畿中国四国事務所中国支所</p> <p>【TEL】082-228-1501 【FAX】082-223-3123 【郵送】〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎第4号館) 公正取引委員会 近畿中国四国事務所中国支所 総務課 宛</p>

【中国地方整備局コンプライアンス携帯カード】
(表面)

Compliance Card 中国地方整備局

私たちは国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守し、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち、行動します。

あなたの行動を振り返りましょう【発注者綱紀保持編】

発注担当者であるあなたは、

- 関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保できていますか
- 公表されていない予定価格、競争参加業者名、発注計画等その他発注事務に関する秘密を保持できていますか
- 事業者との応接は、オープンな場所で複数の職員で対応できていますか
- 官製談合等の不法行為に対する処分を知っていますか？ 家族や友人に恥ずかしくない行動ですか？
- 不当な働きかけを受けた時の対処方法を知っていますか

仲間を救うあなたの勇気とその行動

コンプライアンス及び倫理 通報・相談窓口

- 内部 メール: tsuhou@cgr.mlit.go.jp
- 外部 倉田・井上法律事務所 顧問弁護士
郵送: 〒730-0014 広島市中区上横町3-25レオビル4F
FAX: 082-228-6100
- 公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)
TEL: 03-3581-5344 FAX: 03-3581-1802 MAIL: rinrimail@jinji.go.jp
郵送: 〒100-8913 東京都千代田区麹町1-2-3 WEB: www.jinji.go.jp

* 上司や周囲の人に相談できない場合、安心して各窓口にご相談ください。
* 個人情報を守られるとともに、通報により不利益な扱いを受けることはありません。

(裏面)

<p>国家公務員倫理カード 倫理行動基準セルフチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たっていますか</p> <p><input type="checkbox"/> 職務や地位を私利私欲のために用いていませんか</p> <p><input type="checkbox"/> 国民の疑惑や不信を招くような行為をしていますが</p> <p><input type="checkbox"/> 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組んでいますか</p> <p><input type="checkbox"/> 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動していますか</p> <p>～判断に迷ったときは上司や倫理担当部署に相談しましょう～</p>	<p>利害関係者とは… 職務として携わる許認可、補助金、立入検査、監査・監察、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など</p> <p>利害関係者との間のルール</p> <p>国家公務員は…</p> <ul style="list-style-type: none">▲ 利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることができません。▲ 利害関係者から酒食等のもてなしを受けることができません。▲ 利害関係者から無償で役務の提供を受けることができません。▲ 自分の費用を負担する場合でも、利害関係者とともにゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をするのはできません。▲ 利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。
---	--

■ 評価

通報制度が適正に運用され、組織内で認知されることにより、違反行為の早期発見や抑止効果が期待できるため、今後も引き続きコンプライアンス関係通報窓口を周知し、適正な運用を実施していく。

5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、施工能力評価型を適用する全ての工事を対象に引き続き実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理を徹底する。特に、部外者が立ち入る箇所では、書類の保管方法を工夫する。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を維持する。
- ④ 情報管理整理役職表を適切に更新し、情報管理責任者が少なくとも毎年度1回点検を行う。
- ⑤ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏れいしないよう、適切に書類等の送付や管理等を行う。

■ 取組み

各部・事務所等においては、情報管理整理役職表を適切に更新するとともに、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施し、情報管理が適切に行われているかについて確認した。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり

- ・タブレットを利用し、入札契約委員会をペーパーレスで開催することにより情報管理を徹底した。
- ・出張所や監督官詰所の書類の保管状況や施錠状態を抜き打ちで確認した。

■ 評価

発注事務に対する国民の信頼を確保するため、不正行為が起きにくい入札契約手続き及び事業者間の適切な競争を害するおそれのある情報の漏洩等防止のための適切な情報管理を実施していく。

6 内部監査の実施

平成31年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

■取組み

「令和元年度一般監査実施計画」に基づき、9事務所等を対象に実施した。
一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

【全地方整備局共通重点項目】

- ・講習会等コンプライアンス意識の高揚に関する取組
- ・事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- ・機密情報管理の徹底に関する取組
- ・応札・落札状況の分析に関する取組

【中国地方整備局の重点項目】

- ・コンプライアンス推進計画の取組状況について
- ・ワークライフバランスの取組状況について
- ・行政情報の適正な管理の取組状況について
- ・適正な業務執行及び不正行為防止の取組状況について

■評価

コンプライアンスの取組みの確認を内部監査の重点項目に位置づけ、監査を実施する事により、事務所等はコンプライアンスに関する取組みを再確認する機会となっているため、今後も引き続き内部監査を実施していく。

7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

■取組み

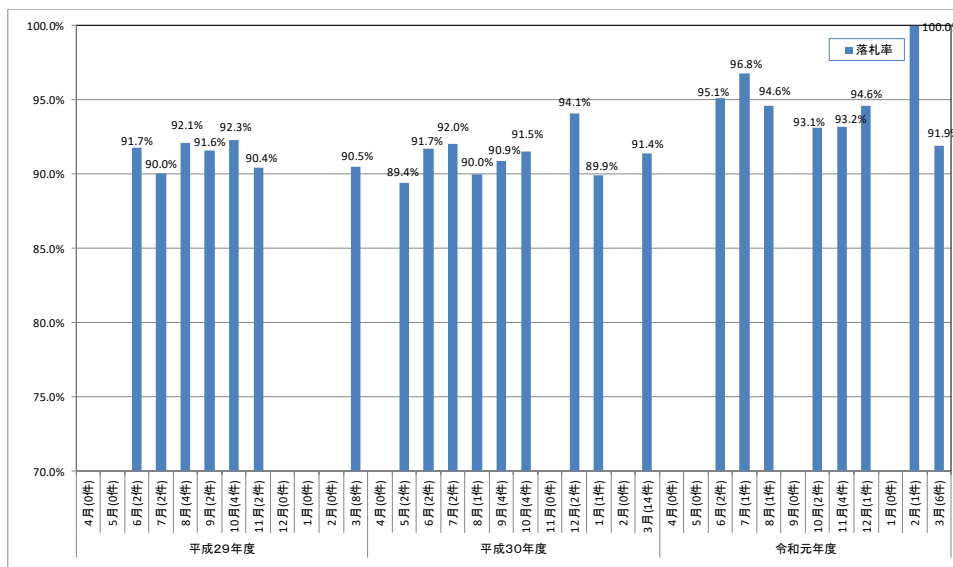
各事務所ごとの平成29年度及び平成30年度における月別平均落札率、受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合をホームページで公表した。

令和元年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、ホームページで公表した。

■ホームページ抜粋

岡山国道事務所(一般土木C等級工事)における落札率の推移

1. 月別平均落札率の推移



2. 年度別平均落札率

	平成29年度	平成30年度
年度平均落札率	91.2%	91.4%
落札件数	24件	32件

落札率の記載が無い月は、
当該月に契約案件の該当がない。

岡山国道事務所(一般土木C等級工事)における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

NO	企業名	平成30年度 契約件数	平成30年度 当初契約金額(円)	平成30年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)	NO	企業名	令和元年度 契約件数	令和元年度 当初契約金額(円)	令和元年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)
1	(株)三幸工務店	11	1,840,644,000	30.2%	1	(株)三幸工務店	6	1,452,660,000	39.7%
2	(株)荒木組	4	855,468,000	14.0%	2	中村建設(株)	2	495,000,000	13.5%
3	天野産業(株)	4	780,948,000	12.8%	3	中央建設(株)	1	264,770,000	7.2%
4	大都建設(株)	4	668,736,000	11.0%	4	三宅建設(株)	2	264,220,000	7.2%
5	(株)ナイカイアーキョット	2	508,896,000	8.4%	5	天野産業(株)	1	258,500,000	7.1%
6	蛸谷工業(株)	1	246,348,000	4.0%	6	中国防災工業(株)	1	220,000,000	6.0%
7	三宅建設(株)	1	228,420,000	3.8%	7	(株)荒木組	1	216,700,000	5.9%
8	中村建設(株)	1	224,748,000	3.7%	8	目黒建設(株)	1	173,800,000	4.7%
9	中央建設(株)	1	207,792,000	3.4%	9	榎木建材(有)	1	116,050,000	3.2%
10	(株)シンケン	1	203,040,000	3.3%	10	(株)近藤組	1	109,010,000	3.0%
11	(株)カザケン	1	187,920,000	3.1%	11	(株)大都建設	1	89,100,000	2.4%
12	(株)大森工務店	1	136,944,000	2.2%	12				
13					13				
14					14				
15					15				
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
合計		32	6,089,904,000		合計		18	3,659,810,000	

*企業の当初契約金額が大きい順に記入を行うこと。

■評価

公表にあたり応札状況(年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合、月別平均落札率の推移)を確認することで不正を発見できる機会となっている。また、結果を公表することで不正発生の抑止効果も期待できるため、今後も引き続き事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化を実施していく。